

栃木県無人ヘリコプター推進協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は栃木県無人ヘリコプター推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本協議会は無人航空機の適正利用と安全運行の推進を図り、周辺環境に配慮しながら農業生産性を向上させることを目的とする。

(事 業)

第3条 本協議会は、第2条の目的達成のために、下記の事業を行う。

- (1) 安全対策、危被害防止対策に関する事項。
- (2) 無人航空機操縦士の技能向上に関する事項。
- (3) 会員相互の情報交換等に関する事項。
- (4) 防除地域、防除薬剤の検討及び調整に関する事項。
- (5) 無人航空機利用分野の拡大と技術開発に関する事項。
- (6) その他、必要と認められる事項。

(会 員)

第4条 本協議会の会員は、機体所有団体・機体販売団体・オペレーター協議会・農業団体をもって組織する。

(入 会)

第5条 本協議会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出するものとする。

(退 会)

第6条 会員が退会しようとするときにはその旨を書面で会長に申し出なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会で定める額を会費として期日までに納入するものとする。

(役 員)

第8条 本協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
理 事	若干名
監 事	2名

(役員を選出及び任期)

第9条 本協議会の役員は、総会において会員の中から選出するものとし、任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 任期満了によって退任した役員は、後任の役員が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員義務)

第10条 会長は本協議会を代表し、会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときには、職務を代行する。理事は会務を審議し、監事は事業及び会計を監査する。

(幹事)

第11条 本協議会に幹事を設けることができる。

- 2 幹事は会長が任命する。
- 3 幹事は会長の命を受け役員会を補佐し協議会運営の円滑化に務める。

(事務局)

第12条 本協議会の事務局は、全国農業協同組合連合会栃木県本部に置く。事務局長は全国農業協同組合連合会栃木県本部の職員がこれにあたる。

(会議)

第13条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は年1回、臨時総会は必要なきに開催する。
- 3 総会において、規約の改廃、役員を選任、事業会計に関する事項及びその他会長が必要と認めた事項の審議決定を行う。
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 総会は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。
- 6 理事又はその他役員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の総会議決があったものと判断する。
- 7 役員会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(会計)

第14条 本協議会の会計は、会費をもって充てる。

(事業年度)

第15条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告書及び決算)

第16条 理事は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に事業報告書及び収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

付則 初年度の会計年度は設立総会より平成11年3月31日までとする。

付則 この規約は平成9年12月15日から施行する。

付則 この規約は平成25年4月1日から適用する。(第12条)

付則 この規約の改正は平成28年7月6日から適用する。

付則 この規約の改正は令和2年6月24日から適用する。